

仕 様 書

1. 件 名 量子超偏極 MRI 研究業務 1 名の派遣

2. 目 的 量子超偏極 MRI チームでは超偏極 MR を主とする生体イメージングを用いて脳疾患の病態の解明、早期診断・治療法の開発を目指している。本件では、脳病態及び超偏極 MRI に関する研究開発業務及び研究補助業務を遂行させることを目的とする。

3. 業務内容

<開発業務>

- 実験動物のイメージング実験 (MRI・PET 等) 撮像補助、およびイメージングデータの解析補助
- 培養細胞や再生脳オルガノイド、動物由来組織ホモジエネートを用いた NMR 測定補助、および NMR データの解析補助
- ヒトおよび動物由来の脳切片を用いた、免疫染色および放射性標識化合物によるオートラジオグラフィー
- ヒトおよび動物由来の脳ホモジエネートを用いた、薬剤候補物質の標的分子への結合性の評価 (放射性標識化合物を含む)
- 脳サンプルからの RNA 抽出、cDNA 合成、qPCR
- セルソーターによる脳細胞の分離及び分離後の細胞を用いた生化学的解析
- 実験動物の飼育、繁殖、ジェノタイピング
- 細胞培養
- 脳切片の作成

<研究補助業務>

- 物品発注業務
- 予算管理業務
- 委託費執行に係る書類作成
- 委託費関連会議設営支援 (外勤を伴う場合がある)

4. 業務に必要な経験・能力

- ① バイオサイエンス系大学院修士課程修了以上の学歴を有すること
- ② 細胞培養、DNA 精製、PCR、ゲル電気泳動、ウエスタンブロット、サザンブロット等の試験手技について 5 年以上の経験、HPLC を用いた分析の経験があること。
- ③ パソコン操作 (エクセルを用いた表作成、ワード、対外的な電子メールのやりとり) による業務経験を有すること。
- ④ 研究機関において備品発注等の事務作業経験を有すること。
- ⑤ 常勤かつ主導的に試験業務に従事した経験を有することが望ましい。

5. 派遣労働者が従事する業務に伴う責任の程度

役職なし

6. 就業場所 国立研究開発法人 量子科学技術研究開発機構
量子生命科学研究所 量子生命スティングループ
所在地 千葉市稻毛区穴川4-9-1
(ただし、必要に応じて派遣労働者の自宅等)

7. 組織単位 量子生命科学研究所 量子生命スティングループ

8. 指揮命令者 量子生命科学研究所 量子生命スティングループ グループリーダー

9. 派遣期間 令和8年4月1日～令和9年3月31日

10. 派遣労働者の服務等

- (1) 派遣労働者は、業務上知り得た情報を、当機構の許可なしに第三者に漏らし、又は利用してはならない。
- (2) 派遣労働者は、当機構の管理上の諸規程を遵守すること。
- (3) 当機構への通勤は、公共交通機関を利用するここととし、車通勤は認めない。
- (4) 小動物（ラット・マウスなど）に対するアレルギーを有しないことを派遣元の責任においてアレルギー検査で確認していること。なお、検査に必要な費用については派遣元が負担すること。
- (5) 一般健康診断およびアレルギー検査に関する検査機関の手配および費用の負担は派遣元とし、特殊健康診断については当機構の負担とする。
- (6) 派遣労働者が在宅勤務をする場合、当機構の情報セキュリティ管理規程、情報セキュリティ対策基準その他関連規程に定める内容を遵守すること。また、特に次の事項に注意しなければならない。
 - ① 在宅勤務の際に作成した成果物等を、機構外の者が閲覧、コピー等しないよう最大の注意を払うこと。
 - ② ①に定める成果物等は紛失、毀損しないように厳格に取り扱い、確実な方法で保管及び管理すること。
- (7) 在宅勤務において、通信費・水道光熱費その他費用については派遣元又は派遣労働者の負担とする。

11. 就業日 12日/月

土曜日、日曜日、国民の祝日、年末年始（12月29日～1月3日）、その他当機構が指定する日（以下「休日」という。）を除く。
ただし、当機構の業務の都合により、休日労働を行わせることがある。
なお、休日労働の対価は、契約書別紙に基づき支払う。
勤務曜日については事前に協議して決める。

12. 就業時間 10時00分～16時00分（休憩時間60分を含む。）

また会議の設営等必要に応じ、業務時間外もしくは就業場所外にて業務を実施する場合がある。なお、業務時間外の労働の対価は、別途精算払いを行う。
派遣者が在宅勤務をする場合には、原則として就業時間外勤務及び出張・外勤を認めない。

13. 派遣先責任者 本部千葉管理部 庶務課長

14. 人 員 1名

派遣労働者が不測の事態により業務に従事できず、業務に支障を及ぼすと認められる場合は振替勤務日を指定する、または交代要員を配置させる等、担当職員と協議のうえ必要な措置を講ずること。

15. 派遣労働者を派遣元における無機雇用者もしくは60歳以上の者に限定するか否かの別
限定しない

16. 提出書類：派遣労働者決定後、下記の書類を提出すること。

(提出先及び提出部数：「指揮命令者」及び「派遣先責任者」に各1部提出)

- (1) 仕様書「4. 業務に必要な経験・能力」に定める資格要件等を有することを証明する資料（派遣開始前までに）
- (2) 労働者派遣事業許可証（写）（契約後）
- (3) 派遣元の時間外休日勤務協定書（写）（契約後）
- (4) 派遣元責任者の所属、氏名、電話番号（契約後及び変更の都度速やかに）
- (5) 派遣労働者の氏名等を明らかにした労働者派遣通知書（契約後及び変更の都度速やかに）
- (6) 派遣労働者の社会保険、雇用保険の被保険者資格の取得を証する書類（契約後及び変更の都度速やかに）
※届出日付又は取得日付を含む。但し、不要な個人情報は黒塗りとすること。
- (7) その他契約上必要となる書類

※上記(4)の書類には、派遣する労働者の氏名、及び性別の記載を含むこと（派遣する労働者が45歳以上である場合はその旨（60歳以上の場合はその旨）、18歳未満である場合にあっては、年齢を記載すること。）また、派遣する労働者についての健康保険、厚生年金保険及び雇用保険の被保険者資格取得届の提出の有無に関する記載及び派遣元において無期雇用であるか否かの別、協定対象派遣労働者に限定するか否かの別についての記載を含むこと。

17. 検査

履行完了後、当機構職員が、履行状況をタイムシート等で確認したことをもって検査合格とする。

18. その他

- (1) 業務遂行上派遣労働者が被った災害は、当機構の原因に起因するものを除き、当機構は一切の責任を負わないものとする。
- (2) その他、本仕様書の記載内容に疑義が生じた場合、派遣先、派遣元双方が協議の上処理するものとする。
- (3) 派遣期間終了後、派遣労働者を直接雇用する場合は、事前に派遣元に通知するものとする。
- (4) 本件業務の遂行と関連して出張を依頼する場合がある。出張に伴い生じる交通費及び宿泊費については当機構で負担するものとする。
- (5) 派遣元は、当機構が量子科学技術の研究・開発を行う機関であるため、高い

技術力及び高い信頼性を社会に求められていることを認識し、労働者派遣法を始めとする法令のほか当機構の規程等を遵守し安全性に配慮して業務を遂行し得る能力を有する者を従事させること。

- (6) 派遣元は、派遣者に欠務が生じるときは直ちに当機構に連絡するものとし、速やかに交代要員を派遣すること。

19. グリーン購入法の推進

- (1) 本契約において、グリーン購入法（国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律）に適用する環境物品（事務用品、OA機器等）が発生する場合は、これを採用するものとする。
- (2) 本仕様に定める提出書類（納入印刷物）については、グリーン購入法の基本方針に定める「紙類」の基準を満たしたものであること。

（要求者）

所 属：量子生命科学研究所

量子生命スピングループ 主幹研究員

氏 名：高堂 裕平